

# 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 6 月 1 0 日

(令和 2 年 6 月 3 0 日改訂)

(令和 4 年 1 月 1 日改訂)

施設名：若草生涯学習センター

## 1. 「3密」(※)の回避

※これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間（密閉）、②人が密集している（密集）、③近距離での会話や発声が行われる（密接）」という3つの条件

### 1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

利用者に対して、30分に1回以上、5分間以上、2方向の窓・ドアを全開し、定期的に換気を行うことを周知する。

### 2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- (1) 部屋の利用者数を別表1に定める人数までとする。
- (2) 不特定多数及び不規則入場が見込まれるイベントについては、主催者の責任において、別表1の利用制限人数をもとに入場制限を行い、本ガイドラインを遵守し、適切な感染予防対策（イベント参加者へのガイドライン遵守の周知、動線の工夫、会場内に消毒液の用意、イベント前後における密集の回避等）を実施する。

### 3 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- (1) 机1脚に1人掛けとする。
- (2) 近距離での会話や発声を避け、最低1mの対人距離を確保する。
- (3) 近距離での人と人との接触を伴う活動等は利用を制限する
- (4) 受付は代表者1名により行うこととし、次の利用者まで2mの間隔をあけるため、床にマーキングを行う。
- (5) 受付を透明ビニールカーテン等で遮断し、管理者スタッフが利用者と直接接  
触、会話等おこなわない。また現金受渡用のコイントレーを使用する。
- (6) 施設内での飲食は原則禁止する。（ただし、熱中症予防の水分補給は可）

## 2. 体調確認の徹底

### 1 体調のチェック

- (1) 管理者スタッフは出勤前及び業務開始前に検温・体調確認を行い、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても、風邪症状、嘔吐・下痢等症状が

ある場合には出勤及び業務はしないこと。

- (2) 利用者に対して、入館前の検温、利用前2週間の体調確認を行い、発熱（平熱より1度以上）、軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は入館しないよう周知する。
- (3) 利用者は、利用前に体調確認を行うとともに、利用者名簿を作成する。

### 3. 飛沫、接触感染防止対策

#### 1 マスクの着用、手指の消毒の実施

- (1) 管理スタッフはマスクを必ず着用するとともに、利用者に対してもマスク着用での利用を徹底する。
- (2) 管理スタッフは定期的に、また利用者は入館時に手指の消毒を実施する。（入口に消毒液を設置）

#### 2 清掃・消毒の実施

- (1) 不特定多数の人が接触する場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバー）は管理スタッフが定期的に清拭消毒する。清掃する際はマスク、手袋を着用し、ゴミはビニール袋に密閉して捨てる。清掃後は石けんで手を洗う。
- (2) 利用者が利用した部屋（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ等）については、利用後に利用者が清拭消毒する。（消毒液等は貸し出す）
- (3) 館内のゴミ箱は撤去し、利用者が出したゴミは利用者が持ち帰る。

#### 3 トイレの衛生管理の徹底

- (1) 洋式トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう張り紙で周知する。

#### 4 休憩スペースのリスク軽減

- (1) ロビー等の共用スペースは3密を回避するとともに、長時間滞留する利用は制限する。
- (2) 利用者は、利用後に利用した机等を清拭消毒、清掃する。

### 4. ガイドライン遵守の確認

- 1 管理者スタッフ及び利用者はガイドラインを遵守することとし、それぞれのチェックリスト（別紙2：施設管理者用・別紙3：利用者用）について確認を行う。  
利用者は利用後にチェックリスト（利用者用）を施設管理者に提出する。  
施設管理者は毎日の確認を行い当分の間保管する。
- 2 利用者には本ガイドラインを遵守する旨及び本ガイドラインに定める報告を必ず

行う旨の誓約書（別紙4）を施設管理者に提出してもらう。

#### 5. 個人情報の取り扱い

- 1 利用者は、利用者名簿を利用日から2週間保管し、利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、施設管理者に提出する。
- 2 利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、感染経路の情報提供として、利用者名簿を教育委員会及び保健所に提出する。

#### 6. ガイドラインの改訂

- 1 国、県、市が定める基準や感染拡大状況などを踏まえ、必要に応じて本ガイドラインを改訂する。

別表1

室名	面積等	最大利用人数
わかくさホール	270㎡	可動イスを使用する場合200人 フラット床で用する場合 90人
第一研修室	48㎡	16人
第二研修室	48㎡	16人
第一会議室	64㎡	21人
第二会議室	64㎡	21人
生涯学習室	42㎡	14人
交流室	42帖（75㎡）	21人

\*わかくさホールを利用する際は、歓声や声援がないことが前提

\*最大利用人数は、各部屋の面積を一人あたりの最低専有面積3㎡で除した人数

\*交流室の人数は、一人あたりの専有面積を2帖（3.24㎡）とした人数

## 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づく

### 【チェックリスト（施設管理者用）】

令和 年 月 日

施設名：若草生涯学習センター

担当者名：

担当者名：

#### 1. 3密の回避

##### 【密閉】

- 貸室利用者に対して、定期的に換気（30分に1回以上、5分以上、2方向の窓、ドアを全開）を行うことを周知している。

##### 【密集】

- 部屋毎の利用者数の制限を実施している。
- 不特定多数及び不規則入場が見込まれるイベントについては、主催者の責任において、各室の利用制限人数をもとに入場制限を行い、本ガイドラインを遵守し、適切な感染予防対策（イベント参加者へのガイドライン遵守の周知、動線の工夫、会場内に消毒液の用意、イベント前後における密集の回避等）を実施するよう周知している。

##### 【密接】

- 机を使用する場合は、机1脚に1人掛けとしたレイアウトになっている。机を使用しない場合は、1人あたりの占有面積を最低3㎡とすることを周知している。
- 近距離での会話や発声を避け、最低1mの対人距離が確保することを周知している。
- 近距離での人と人との接触を伴う活動等は利用を制限している。
- 受付は代表者1名により行い、整列時の人と人との間隔（2m）が確保できている。
- 受付けは、透明ビニールカーテン等で遮断し、管理スタッフが利用者と直接接触、会話等を行わない。現金受け渡し用のコイントレーを使用している。
- 施設内での飲食は原則禁止することを周知している。（ただし、熱中症予防の水分補給は可）

## 2. 体調確認

- 出勤前及び業務開始前に検温・体調確認を行い、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても、風邪症状、嘔吐・下痢等症状がある場合には出勤及び業務を開始しないよう管理している。
- 利用者に対して、入館前に検温、利用前2週間の体調確認を行い、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても、風邪症状、嘔吐・下痢等症状がある場合には入館しないよう呼び掛けている。
- 利用者が利用者名簿を作成し、利用日から2週間保管してもらうよう周知する。

## 3. 飛沫、接触感染防止

- 管理者スタッフはマスクを着用し業務をしている。
- 利用者に対してマスク着用での利用を徹底している。
- 管理スタッフ及び利用者は手指の消毒を徹底して実施している。（入口に消毒液の設置）
- 不特定多数の人が接触する場所は定期的に清拭消毒を実施している。
- 利用者が利用した部屋は、利用者が清拭消毒することを周知している。
- 館内を清掃する際は、マスク、手袋を着用し、ゴミはビニール袋に密封して捨てる。清掃後は石鹸で手を洗う。
- 利用者向けのゴミ箱は撤去し、利用者が出したゴミは利用者が持ち帰るよう周知している。
- トイレの使用に当たっては、洋式トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう張り紙で周知する。
- ロビー等の共有スペースは、3密を回避するとともに、長時間滞留する利用は制限する。

## 誓約書

1. 指定管理者シャンブレイは、策定したガイドラインを遵守し、感染予防対策を徹底します。
2. 施設のホームページなどにおいて、作成したガイドラインを公表するとともに、ホームページや施設入り口等において、ガイドラインに則った対策を掲示します。
3. ガイドラインの実施状況について、市が必要に応じて施設を確認することに同意します。
4. 施設において、対策の不徹底や感染が確認された場合には、市からの使用停止の要請に従うことについて同意します。
5. 国・県の基準などを受け、市が措置内容の変更・追加等を行った場合には、速やかに対応します。

令和 年 月 日

若草生涯学習センター指定管理者  
シャンブレイ 代表 水上美里

## 誓約書

令和 年 月 日

南アルプス市若草生涯学習センター

指定管理者 シャンブレイ 様

- 私たちは当該施設のガイドラインを遵守し、施設を利用します。
- 利用の際は、チェックリスト（利用者用）を管理者に提出します。  
また、利用者名簿を作成し、利用日から2週間保管します。
- 利用後は、利用した部屋の清拭消毒を行います。
- 利用者から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに施設管理者へ報告し、利用者名簿を提出するとともに、教育委員会及び保健所へ利用者名簿を提出することを承諾します。

団体名 : \_\_\_\_\_

住 所 : \_\_\_\_\_

代表者名 : \_\_\_\_\_

(利用者配布用)

## 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づく

## 【施設利用のお願い】

施設名：若草生涯学習センター

1. 3密の回避

## 【密閉】

- 定期的に換気（30分に1回以上、5分以上、2方向の窓・ドアを全開）を行ってください。

## 【密集】

- 部屋毎の利用者数を厳守してください。
- 不特定多数及び不規則入場が見込まれるイベントについては、主催者の責任において、各室の利用制限人数をもとに入場制限を行い、本ガイドラインを遵守し、適切な感染予防対策（イベント参加者へのガイドライン遵守の周知、動線の工夫、会場内に消毒液の用意、イベント前後における密集の回避等）を実施してください。

## 【密接】

- 机を使用する場合は、机1脚に1人掛けとする。机を使用しない場合は、1人あたりの占有面積を最低3㎡とし、各部屋の定員を厳守してください。
- 利用者同士は最低1mの間隔を取ってください。
- 近距離での人との接触を伴う活動はご遠慮ください。
- 施設内での飲食は原則禁止です。（但し、熱中症予防の水分補給は可）

2. 体調確認

- 入館前に体温を計測し、利用前2週間の体調確認を行い、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても、風邪症状、嘔吐・下痢等症状がある場合には入館をご遠慮ください。
- 利用時に利用者名簿へ必要事項を記入し、利用日から2週間保管してください。

3. 飛沫、接触感染防止

- 利用の際はマスクを着用してください。
- 入館の際、手指の消毒を行ってください。
- 各室利用後、利用者が触れた部分（机、いす、ドアノブ、電気のスイッチ、マーカー等）の清拭消毒を行って下さい。（消毒液等は貸し出ししません。）使用済みペーパーの処置は指示にしたがってください。
- 利用者が出したゴミは、利用者がお持ち帰りをしてください。

4. ガイドラインの遵守の確認

- 利用者は利用申請時にガイドラインを遵守する旨の誓約書を施設管理者へ提出してください。
- 利用後はチェックリスト（利用者用）を施設管理者へ提出してください。

5. 個人情報の取り扱い

- 利用者の中から、新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに施設管理者に報告し、利用者名簿を提出するとともに、利用者名簿を教育委員会及び保健所へ提出することに同意していただきます。

ご利用の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。  
指定管理者 シャンブレイ